

平成21年第3回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年5月21日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
(町長提出)
- 日程第 4 承認第2号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第4号 (仮称)那珂川町立小川保育所新築工事請負契約の締結について
(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１８名）

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
5番	岩村文郎君	6番	小林盛君
7番	福島泰夫君	8番	川上要一君
9番	阿久津武之君	10番	橋本操君
11番	鈴木和江君	12番	石田彬良君
13番	桑原勇一君	14番	杉本益三君
15番	薄井和平君	16番	大金伊一君
17番	大森富夫君	18番	小川洋一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブルテレビ放送センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
環境総合推進室長	星康美君	学校教育課長	荒井和夫君
生涯学習課長	藤田悦男君	上下水道課長	手塚孝則君
農業委員会事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	深澤昌美

開会 午前10時00分

議長あいさつ

議長（小川洋一君） 一言ごあいさつ申し上げます。

農の5月ということで、もう田植えも大体済んだかなと思っております。そんな中で、今話題になっているのが豚インフルエンザというのが毎日、テレビ、ラジオ、また新聞なんかで報じられています。メキシコで発生し、アメリカ、カナダと来まして、日本にも上陸しました。今、日本の発生人数というのが263人だと思うんです。

きのう、ついに関東地方に上陸ということで、川崎と東京で出ております。本当にあっという間に世界中に広がるという恐ろしい病気でございますが、低毒性といいながらも、やっぱり学校閉鎖とか社会閉鎖とかということで、社会に不安を与えているのが現状でございます。当那珂川町も町長さんを本部長にして対策本部をつくられております。皆様も常日ごろ、やっぱり町民からそういういろいろな相談も受けておられるでしょうけれども、町としても万全な態勢をとっているということを聞いておりますので、安心しております。一刻も早くこれが終息するように願っております。

以上で簡単ですが、あいさつにします。

開会の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

会議録署名議員の指名

議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、阿久津武之君及び10番、橋本操君を指名いたします。

会期の決定

議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第3、承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） おはようございます。本日は臨時議会にご参集をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。今回の改正の中で、1点目は、個人住民税における住宅ローン特別控除が創設され、所得税の課税総所得金額の5%、最高9万7,500円までを限度とし、控除できることになりました。

2点目は、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が創設され、1,000万円まで控除可能になりました。

3点目は、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置が創設されました。

これに伴い、町税条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 補足説明いたします。

お手元には議案のほか、新旧対照条文と平成21年度町税条例の主な改正内容等があると思います。今回の改正の中には、単に引用法令の改正による法令名称、条項番号の変更等多数ありますので、お手元の平成21年度町税条例の主な改正内容、このぺらぺらの1枚が行っているかと思うんですけども、この参考資料により説明申し上げます。この用紙、平成21年度町税条例の主な改正内容、よろしいですか。

1つは、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設です。

現下の経済状況を踏まえ、住宅投資を活性化するため、平成21年から平成25年までに入居した者に限り、住宅借入金等特別税額控除から所得税を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、残額に相当する額、最高で9万7,500円を減額できるようになります。要するに、所得税から控除し切れない分を住民税からも控除が受けられる

内容でございます。その結果、減税効果が幅広く及ぶこととなります。この措置による平成22年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費減収補てん特例交付金で補てんされます。

2つ目は、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設です。

土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を推進する観点から、個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に取得した国内にある土地等で、所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、譲渡取得の金額から1,000万円を控除できるものです。

3つ目は、社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設です。

地域医療の崩壊など、医療を取り巻く環境が一段と厳しくなっている昨今の状況を考慮し、社会医療法人の設立を促すため、社会医療法人が救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定資産税を非課税とするものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 1つは、今回の専決処分の理由ですけれども、これは4つ、主にあるわけですけれども、そのうちのどれに当てはまるのかお聞きします。

2点目は、主な改正内容の説明がありましたけれども、細部にわたりまして膨大なこの改正内容から見ますと、町民にとりまして不利な税改正はこの中には一つも含まれていないかどうか、これを確認しておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 税務課長。

税務課長（川俣勇也君） 1点目で、専決処分の件でございますが、先ほど町長のほうからも説明がありましたけれども、地方税法の一部を改正する法律が21年3月31日に公布され、4月1日から施行ということで、議会を開くいとまがありませんでしたので、このような形になりました。

あと、もう1点の今回の改正で町民に不利なことはあるのかという質問でございますが、かえってこういう言葉を言ってあれなんですけれども、低所得者層にも住宅ローンの減税が行き渡るといって改正になっておりますので、今回の改正内容としましては、町民に不利な点ということはありません。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第4、承認第2号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました承認第2号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、新型インフルエンザの発生に向けた対策を講じるものであります。既に国内発生の事態となり、国や県、町においても対策を進めているところであります。

那珂川町におきましては4月30日、世界保健機構による警戒レベルのフェーズ5への引き上げに伴い、翌5月1日に那珂川町新型インフルエンザ対策本部を設置し、感染予防等の対策を講じたところであります。これにより、同日付で補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。その補正額は600万円となり、補

正後の予算総額は73億9,600万円となります。

補正予算の内容を申し上げますと、衛生費で新型インフルエンザ対策費は、インフルエンザの発生に備え、防護服や医薬品、生活必需品などの備蓄品購入費のほか、町内への新聞折り込み等の経費を計上いたしました。これらに要する財源は、繰越金を充てることといたしました。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 新型インフルエンザ対策の補正ということで、専決処分でございますが、冒頭の議長のあいさつにもありましたように、日本に上陸して、けさの新聞ですと、もう東京、首都圏に入ってきた。我々栃木県としても本当に身近に来たなという感じがするわけでございます。

そういう中で、補正として防護服等の準備、備蓄用品等をするという補正で、これは当然のことだと思えますが、財源として繰越金を充てる、これに対しては新型インフルエンザ、世界的な問題ですので、こういうものに対して国の財政支援がないのか、あるいは今後見込めるかどうかを1点お伺いしたいと思います。

それと、備蓄用の防護服、あるいは医薬品等の中身ですが、防護服等はどなたのための防護服なのか、あるいはその数量とかについて、今回準備する数量等について、お伺いできればありがたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） それでは、私のほうから1点目のご質問にお答えいたします。

国の助成措置はあるかというご質問かと思いますが、現時点では一般財源で措置をいたしました。しかし、特別交付税で措置がなされるのではないかという情報が入っております。今後、明らかになった段階でお知らせしたいと思います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） それでは、2点目のご質問であります備蓄用の防護服等の数量、だれのためにという件についてでございますけれども、まず内容といたしましては、防護服等に関しましては感染世帯等への生活、困っている方々への支援、それから公共施設で

の感染者が発生した場合等の消毒作業、それから県で設置いたします発熱外来等への協力というのが考えられるところでございます。実際、だれが着るかということになりますと、これを担当するのは町の職員ということになるかと思えますけれども、そのほかに県のほうでも足りなくなったときに放出していただきというような支援があれば、それなりにしなくてはならないということで、準備を整えているところでございます。

そういう中で、数といたしましては、現在1,000ちょっとの発注をしておりますけれども、実際、手元に今現在来ているのはその半分ぐらいという状況でございます。それから、防護服のほかに公共用施設の消毒材料、衛生材料、そういったもの。それから、要援護者、ひとり暮らしの方とか、そういった困った方々のためにということで生活物資の備蓄ということで、これについても300食ぐらい準備したいと思っておりますけれども、現在準備できているのはその3分の1程度ということになってございます。

以上です。

議長（小川洋一君） 福島泰夫君。

7番（福島泰夫君） 財政的なことについては、今、財政課長からお話があったように、今後財政支援が見込めるかもしれない、そういうことで理解をしたいと思います。

それから備蓄関係ですが、食糧につきましては今回のインフルエンザだけでなく、賞味期限が多分4年とか5年とかあると思いますので、別な災害用にも当然必要かと思われるので、十分な数を確保していただきたいと思います。

それと、防護服等の衛生用品ですが、これは多分使い捨てになると思うので、実際に必要になった場合、一気に相当量が消費されるのではないかと思います。ですから、そういうことも考えて、数的にも十分な数の備蓄、これをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 町としての取り組みの一応の説明はあったわけですがけれども、町だけでこの新型インフルエンザの対策が万全なものになるかということにはならないと思うんです。

一方の医療体制がどうなっているのかという点ですがけれども、県の取り組みでの発熱外来の扱いということでは、当町においてはそれがどういうふうになるのかという点と、町内の医療機関の一般の診療所でのこの受け入れというようなことが報道されるようになってきて

おりますけれども、町内の医療機関の対応というような点で、この医療体制についてはどう
いうふうになっているのかということの一つ伺っておきたいというふうに思います。

それから、今後実際に、既に国内では水際対策をすり抜けて、水際対策が強化されたとき
には、既に国内に感染者が散らばっているという状況が現に出てきてしまっているわけです。
ですから、町内にもこの新型インフルエンザに感染された方が出てくるかもしれないという
ことは十分に予想されるわけです。その際に、今のようなこの対応があるということなん
ですけども、実際問題として、町は医療機関との緊密な連絡、あるいは対応の姿勢、これ
をとりながら本当に新型インフルエンザの蔓延がないようなものにしていくために、今後の
対応策については、それ以外にはどういうふうな方向に持っていこうとしているのか伺っ
ておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 大森議員が今おっしゃいますように、このインフルエンザ
対策に関しましては、町のみでは当然できるものではございません。これは感染症という分類
になりますので、基本的に国・県が責任を持って行うというのが基本でございます。

その中で、町は何をするかという点でございますが、町としては情報提供、情報収集をし
て、住民の方々に情報提供をするということと、それからあと一つは、住民の生活支援とい
う面が主なものでございます。

したがって、医療機関の関係につきましては国・県のほうで対応をするというのが基
本でございます。町として特別医療機関と対策を練るということについてはございませ
ん。ただ、発熱外来に関しましては県北の例ですと、今は大田原日赤ということになってござ
いますし、その後、順次広まっていくに従って、発熱外来の数も順次ふやしていくのだろ
うというふうに考えているところでございます。これはあくまで県のほうで設置をするとい
う形になってございます。ただいま神戸のほうでは、だんだん感染者がふえてまいりまし
て、発熱外来だけでは対応できないということで、一般の医療機関でも受け付けるというふう
になってございますけれども、当町等におきましても蔓延の事態になりますれば、発熱外
来だけでは対応できなくなるということでは、町内の医療機関でもかからざるを得ない、診
療していただくざるを得ないという状況になるのではないかと考えております。

〔発言する人あり〕

健康福祉課長（小室定子君） そうですね。その発熱外来等、そういったときの協力体制に
つきましては、南那須医師会等とも協力していきましようということで話はしております。

以上です。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 報道によれば、この発熱外来が実際に対応し切れなくて、車の中で待機してもらおうというような報道もされておりますけれども、今課長の説明のように、ぜひとも医師会との緊密な連絡体制、これはどうしても必要だというふうに思うんです。当町に感染者が発生した場合、さらにふえていくというようなことになった場合を想定して、考えていかなければならないというふうに思うんです。ですから、十分に医療機関とのこの新型インフルエンザ対応策を協議していただき、県の取り組みは当然強化してもらわなくてはならないわけですけれども、後手に回らないように取り組みをお願いしたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

桑原勇一君。

13番（桑原勇一君） 1点だけお伺いいたします。

今回のインフルエンザに関しまして、当町においては健康福祉センターが窓口になっていられると思いますけれども、現在まで町民からのインフルエンザに対しての問い合わせ等は何件ぐらい来ているのか、わかればお伺いしたいと思います。

それと、全国的にインフルエンザにマスクの着用が義務づけられているように感じます。当町においてもこれからやはりマスク云々の、町民が備蓄といいますか、そういうことがこれからあるのではないかと思うんですけれども、その辺のマスクの対応等は薬局等に十分にあるのか、そういう調査をしているのかお伺いをいたします。

議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） まず、第1点目の健康管理センターにおける相談窓口を設置しておりますけれども、その相談件数ということでございますが、町に直接相談があったという件数はゼロでございます。ただ、県のほうで、県北のほうで発熱電話相談センターを4月26日から開設をしております、19日までの相談件数の統計が来ておりますのでここでお知らせをしたいと思いますけれども、4月のころは2けた台、39人とか65人だったんですけれども、県内で、県北で疑いの者が発生したというのが16日にあったわけですけれども、それ以降、17日から240とか540とかという数字での相談件数があるというふうな県からの報告がございます。

それから、2つ目の件ですけれども、マスクの着用ということで、これにつきましては町

のほうでも住民の方々に周知ということで、チラシを2回ほど配布させていただいております。その中で、またケーブルテレビ等におきましても家庭用の備蓄とか感染予防について保健師のほうで説明をさせていただいておりますけれども、その中で備蓄を、生活用品とか衣料品とかをしてくださいという中に、マスクもぜひ備蓄をしてくださいということをお願いをしてまいりました。

そういう中で、現在薬局のほうにどれくらいあるのかということで、つい最近伺ってみましたけれども、大体もう売り切れているというのが現状のようでございまして、私どもいたしましては、皆さんが各家庭で備蓄をある程度してくださっているというふうに考えているところでございます。ただ、けさの報道などを見ていますと、またマスクの着用だけに頼らなくてもということで、基本的な感染予防、うがいとか手洗いとか、そういったものも実行していくということで、余りマスクを過信しないでという報道もございますので、そのように皆さん対応していただければありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 平成21年度那珂川町一般会計補正予算の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第5、議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連性がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、去る5月1日の人事院勧告に基づいて、一般職の職員、再任用職員、町長及び副町長並びに議員に支給する本年6月期の期末手当、勤勉手当について、国に準じて特例措置を講じるために改正することとしたものでございます。

改正内容の詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

参考資料の2、凍結月数一覧をごらんをいただきたいと思います。資料の一番最後についているかと思えます。

今回の改正の内容は、那珂川町議会の議員及び町長、副町長の本年6月期に支給の期末手当につきまして0.15月凍結、いわゆる減額として1.45月の支給とするものであります。

次に、一般職員の6月期支給の期末勤勉手当につきましては、期末手当を0.15月、勤勉手当を0.05月凍結して、1.95月の支給とし、特定幹部職員につきましては、期末手当を0.1月、勤勉手当を0.1月凍結をいたしまして、一般職、特別職、特別幹部職員ともに1.95月の支給とするものであります。なお、教育長については一般職と同様となります。

また、再任用職員、再任用特定幹部職員につきましては、現在当町では該当者がおりませ

るので、説明を省略いたします。

附則につきましては、施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 現状でこのように措置するとして、一般職員はその人数、何人になるのか。再任用職員はいないというふうに今説明はなかったからいるのかと思いますので、これも含めて人数等をお願いします。

それから、そうしますと減額金はそれぞれ議員、町長と一般職員と分けてどの程度になるか、示していただきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） まず、一般職員及び幹部職員の人数でございますが、職員数につきましては254名分でございます。

なお、凍結の額でございますけれども、町長、副町長につきましては25万円程度、職員につきましては1,835万円程度、議員につきましては66万円程度の凍結、減額となる見込みでございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） この減額の根拠としては人事院勧告として示された、国に準じてというようなことで説明されたわけですが、しかし、今日の長期の不景気、あるいは景気悪化というようなことを考えますと、このような職員の減額ということをすれば、さらにそういうふうな景気の悪化に加速をさせる、拍車をかけるというようなことになるのではないかと、この逆行するような形で地域のことを考えてみますると、余りよくない策ではないかというふうに思うんですけれども、これらにつきましては、職員組合との話し合い等についてはどういうふうになっているのか、国に準じてとは言いませんけれども、地域の振興とか活性化ということを考えますと、254人の職員のことを、人数からしましてもかなり影響を与えるようなことになるのではないかと、この辺の点で、検討はどんなふうなことになったのか伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回の人事院勧告につきましては、民間企業の夏季一時金が減額になっているという状況の特別調査を実施した結果といたしまして、減額が勧告をされたものでございます。民間ベースで約13%程度の削減がされているという状況の中で、公務員につきましてもそのような削減が勧告をされたというような状況でございます。

なお、今回凍結という言葉を使っているかと思うんですが、これは8月に年間を通じたそういった勤勉手当や給料等の人事院勧告が出されるものでございまして、なお、さらに12月期で調整がされるものではないかと考えております。

また、組合との協議でございますが、組合のほうとも協議をいたしまして、人事院勧告どおり実施をさせていただきたいということで、組合のほうのご了解を得たところでございます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 質疑の中でも若干触れましたけれども、私は、議員及び町長等の特別職についての減額ということについては異議はありませんけれども、職員の期末手当等の減額については反対したいというふうに思います。

第1に、職員の諸手当の削減は、私は、職員生活に経済的な大打撃を与えていくというふうに思います。8月には年間を通してのことが出されるような話も出ましたけれども、食糧費、教育費、医療費等、あるいはさまざまな生活用品の買いかえなど、この期末手当を当てにして、その収入を予定して、予算立てをしている職員、家族がほとんどだというふうに思うんです。そういうものを狂わせることになります。

第2点は、町内外の消費動向にこういった期末手当等の削減をすれば、大きな影響が出るということは当然予想されます。景気悪化、こういう方向に一層の拍車をかけていくというふうになっていくと思います。これはとりもなおさず商売をしている人、営業をしている人たちに悪影響を与えていくことになります。ひいては、町の税収等にも悪影響を及ぼしてくることになってくるということは必定なんです。

第3に、減額分については、それではどのように町の財政運用に役立てていくというよう

なことについては、検討されていないように見受けられます。この職員の減額をすればいいというようなことにとどまっているような感じに見えます。そういうような安易なものであってはならないというふうに私は思います。

以上、3点主な反対理由を述べまして、この職員諸手当の削減につきましては反対をいたしたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第8、議案第4号（仮称）那珂川町立小川保育所新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） ただいま上程されました議案第4号（仮称）那珂川町立小川保育所新築工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、21業者の参加申し込みがあり、4月28日に郵送による入札を実施して落札候補者を決定し、事後審査を行った結果、5月8日に那須土木株式会社3億4,230万円で落札と決定をいたしました。

次に、工事の内容であります。新築建物の構造は木造平家建て、一部鉄筋コンクリートづくり1棟と外構工事で、延べ床面積が1,357平方メートルであります。施設概要は、120名定員の保育所と子育て支援センターを併設した施設であります。工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成の日を平成22年2月26日といたします。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 今回の入札結果からお聞きをいたします。

1つは、今回の事業の予定金額と今回の落札額からしての落札率について伺います。

それから、最低入札金額は幾らにしたのか。今回の参考資料におきますと、失格者が七浦建設と松本建設と2社が出ておりますけれども、この点の関連からも最低入札金額を示していただきたいというふうに思います。

今回、議案が差しかえになりましたけれども、当初は事後審査型条件つき一般競争入札として明記されました。しかし、差しかえでこの事後審査型条件つきということを削除されておりますけれども、この差しかえになった理由について説明を聞いておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは、まず予定価格でございますが、予定価格につきましては4億329万4,500円でございます。なお、落札率が84.87%となります。

なお、今回は低入札価格調査制度を設けまして、実施をしたということでございます。なお、その低入札価格調査制度の中には総合判断基準、いわゆる低入札失格基準を国・県に準じまして設けておりまして、この基準以下の金額につきましては、失格と判定をしたものでございます。なお、低入札失格基準価格につきましては、予定価格の約80%の額ということで国・県に準じて定めております。なお、額の公表につきましては、本契約が成立後公表となっておりますので、率のみご報告を申し上げたいと思います。

さらに今回、議案の差しかえということでご質問があったかと思うんですけれども、基本的に契約の方法には一般競争入札、指名競争入札、随意契約という、この3種類の契約の方法があるということでございまして、事後審査型条件つきとかというのは、その一般競争入札の中の手法ということでございますので、契約の方法といたしましては、一般競争入札が正しいということで差しかえをしたものでございます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 最近、この入札方法について、指名競争入札が批判されて一般競争入札にしていくという中で、その中でも事後審査型条件つきの一般競争入札ということで、それも試行的に進めていくということが出されてきているわけです。当町におきましても、そういうことが有線テレビの設備契約などであったかと思えますけれども、今回のこの内容としては、事後審査型条件つきの一般競争入札として、国・県の基準に合わせた形で進めたのかと思えますけれども、当町としては、実際に事後審査型条件つきのこの一般競争入札の入札要綱等は整備されているのかどうか、この点で、その要綱に基づいた形で今回入札が進められたのかどうか、明確に伺っておきたいと思えます。

それから、この入札結果からしますと、財源の内訳が違ってくるかと思えますけれども、財源として、国の交付金とか保育所建設に当たりましての私が指摘してきました雇用促進とか、あるいは地域の活性化というようなところに明確に振り向けられないで、一気に、前倒しで保育所建設というようなことに使用していることについて批判してきたわけですが、この財源についてはどういうふうになるのか伺います。

それから、保育所そのものですが、3保育所を廃止して1つにまとめるような形で新しい保育所がつくられるということを説明されてきましたけれども、たびたびの私の質疑

の中で答弁が変わってきたわけですね。3 保育所の定員に満たない中で、乳幼児の人数が80名前後なのに今回の新築工事は120名だと。これでは人数からすると過大設備になるし、今後将来的にも子供たちがふえる見込みがないという中で、それはそういう過大設備ということになるからと、指摘されるからというわけではないんでしょうけれども、ほかからも子供を受け入れるような話に変わってきているわけですね。総体的には子供がふえない中で、120名の保育所建設ということになりますけれども、過大設備、過大投資になるのではないかという点で伺います。

それから、4 点目は……

議長（小川洋一君） 大森富夫君に申し上げます。

今の国の交付金問題、それから他の保育所の問題については、議題外だと思いますので、そのことについては注意いたします。

17番（大森富夫君） 財源の点ですけれども、この落札金額によって、当然当初計画されてきた5億円前後の新保育所建設、その財源内容というのは変わると思うんです。その交付金額のメニューといいますか、幾つもありますけれども、どれをとって財源としていくのか、落札金額からしてどういうふうに資金化するのかという点で伺っておきます。

それから、今回の指名ではなくて、事後審査型条件付きの一般競争入札ということでありましてけれども、見るとおり、町内の企業というのは1社も入っておりません。そうしますと、条件というのはどういうふうになっているのか。他町から企業が入ってきて、多額な請負事業をしていけば、当然町からそのお金を持ち去っていくわけですね。町には後でメリットになるようなものはないわけです。町内企業が入札に参加していないという原因については、どういうふうに考えられているのか伺います。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは、まず第1点目の要領、要綱等を策定しているのかというご質問でございますけれども、那珂川町一般競争入札実施要領を策定をいたしまして、その要領に基づいて今回実施をしたということでございます。

さらに、今回の一般競争入札の条件等につきまして、ご質問があったかと思うんですけれども、今回の条件は、経営規模等評価の総合評価値を770点以上、いわゆるこの770点につきましては、県のAランク以上ということで要件をつけさせていただきました。さらに、過去10年間で500平米以上の建物の実績がある企業ということで、この2点を条件とさせていただきました。

地域指定につきましては、全く地域条件は付さないで今回実施をしたということでございますが、実際に入札に参加をされたのは県内の業者、あるいは県内に本社を置く業者、あるいは営業所を置く業者、21社が参加という結果となったということでございます。

議長（小川洋一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 入札減における財源の件についてのご質問であります。今回入札減によりまして、工事費全体が減額となります。平成20年度の繰越事業としまして、4億4,000万円程度繰り越しをしております。その中で、今回補助事業を3億8,000万円と見ておりました。この中には単独で行うもの、それからこの補助対象以外に設計監理費等を設けております。これらの事業について国庫補助、あるいは国庫交付金に対応できるかどうか現在検討、調整中でありまして、できるだけこれらの財源を充当したいと思っております。

以上です。

議長（小川洋一君） ほかに。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 規模の点での答弁というのはなかったと思いますので、これは80名前後しかいないのを120名の建築物を建てるということについて、まず説明をしていただきたいというふうに思います。

質問しました事後審査型条件つきについて、一般競争入札の一環だとは言いますけれども、これはこれで要綱を定めないと、このような取り組みというのはいかなるのかと思っておりますけれども、特別といいますか、事後審査型の条件つきの要綱が当町においてはあるのかないのか、一般競争入札の要綱でやったと言いますけれども、それではこの事業というのはいかなるのか、進められないというふうに思っておりますけれども、その点ではどういうふうになっているのか伺います。

それから、この条件をつけた2つの点で、2点の条件はAランク以上、実績としては500平米以上の建物をつくった実績というようなことで示されましたけれども、それが当町の企業では該当しないということになるということなんですよね、説明は。その辺を明確に示してもらいたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは、先ほどの実施要領につきまして、私省略をして申しわけございませんでしたが、正確には那珂川町事後審査型条件付一般競争入札実施要領を作成

をいたしまして、これに基づいて実施をしたということでご理解をいただきたいと思います。

さらに県のAランクで、当町、あるいは当所管内の状況でございますけれども、当町では1社のみが該当ございました。県のAランク以上の企業は1社ございました。当町を除いて、南那須管内では3社ございました。ただ、参加がなかったということでございます。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） 私は、この事業計画については当初から3保育所を廃止して、地域の保護者等の利便性を壊すということを主な理由として、それが地域の子育ての活性化というようなことも奪うということを考えられるということから、この事業については賛成しがたいということを表明してきました。本格的な子育て支援策というものを講じないで、こういった建物をつくったり壊したりするようなことでは、私は地域の人口増にもつながらないし、子供たちの健やかな育成ということにも結びつかないというふうに思っています。

そういうことから見ますと、今回の契約そのものについてはミスというようなものはないのかと思うんですけれども、事業そのものについて、私はそういった観点から、この契約については認めるというふうにはまいりません。本来の地域内の子育て環境の整備というようなことに取り組むべきだというふうに思います。この事業そのものが交付金とか、あるいは補助金とかというものの当初の目的で国が支出をしてきたものを、保育所建設というようなことに私は前倒して使ってしまうということについても、それはちょっと違うんじゃないかということを批判してきました。本来の雇用、あるいは地域の振興策というものに振り向けるべき交付金とか補助金だというふうに思っていましたけれども、このような形で使われてしまうということについても、私は賛成しがたいものがありますので、この事業をもう少し考え直すべきだということを主張いたしまして、本契約を認めるわけにはいかないということとを主張して、反対討論といたします。

議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第4号（仮称）那珂川町立小川保育所新築工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（小川洋一君） 以上で、今期臨時会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成21年第3回那珂川町議会臨時会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時04分